

奈良県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三六九号
- 三 道路の区域

宇陀市室生田口元上田 口一四四五番先から	宇陀市室生田口元上田 口一五一〇番五先から 宇陀市室生田口元上田 口一五〇八番二先まで	区	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
		間				
前						
B		A				
八八・三		一・〇	四・三	一七六一・八		
一六三〇・一						
石楠花トンネル						
L 四三〇・						
〇 m						
梅坂トンネル						
L 一八二七						
・〇 m						
弁財天フジノ						
ミ橋						
L 四四・〇						
m						

宇陀市室生田口元上田  
口地内(曾爾村界)ま  
で

後

B

一一・〇  
八八・三

一六三〇・一

石楠花トンネ  
ル

L || 四三〇・

〇 m

梅坂トンネル

L || 一八二七

・〇 m

弁財天フジノ

ミ橋

L || 四四・〇

m